

# Business calendar

# 2025.5 May

給与振込の时限：振込指定日の3営業日前の16時まで  
 営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
27	28	29	30	01	02 5月9日給与時限 16:00まで	03 憲法記念日
04 みどりの日	05 こどもの日	06 振替休日	07	08	09 給与振込 ※5月10日(土)の為	10
11	12 5月15日給与時限 16:00まで	13	14	15 給与振込 5月20日給与時限 16:00まで	16	17
18	19	20 5月23日給与時限 16:00まで 給与振込	21	22	23 給与振込 ※5月25日(日)の為	24
25	26	27 5月30日給与時限 16:00まで	28	29	30 給与振込 ※5月31日(土)の為	31
01	02					

## 🔔 5月の税務・労務チェックリスト

### 税務

- 10日  4月徴収分源泉所得税・住民税の納付
- 末日  3月決算法人の確定申告・納付  
 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 9月決算法人の中間(予定)申告・納付  
 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 6月・12月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付  
 ※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
- 所得税の確定申告税額の延納税額の納付
- 特別土地保有税の申告・納付(保有分・遊休土地)  
 ※1/1基準面積以上、市町村
- 個人の住民税の特別徴収税額の通知
- 5月中  自動車税の納付  
 ※賦課期日：4月1日、納付期日：市町村条例で定める日

### 労務

- 10日  一括有期事業開始届(4月分)の提出
- 20日  労働保険料概算・確定申告書の提出
- 労働保険料の納付
- 労災保険一括有期事業報告書提出
- 末日  健康保険・厚生年金の保険料納付
- 健康保険印紙受払等報告書提出
- 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください。